

浪江ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理 事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会 員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年 度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの役員（会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督）および理事（12名以内）より成る理事会とする。役員および理事は、本細則第3条第1節に基づいて選挙されなければならない。会長エレクトの後任者が選挙されていない場合は、会長ノミニーが理事会に参加できる。

第3条 役員選挙と任期

- 第1節 役員選挙の1カ月前に、会長エレクトは、次年度の役員および理事候補者を理事会に提示しなければならない。役員および理事候補者は理事会の過半数の賛成をもって本クラブの総会に付議することができる。
- 第2節 役員および理事候補者は、本クラブの年次総会において過半数の票を獲得した場合に当選したものと宣言される。
- 第3節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、会長は後任の候補者を提示し、残りの理事会メンバーの過半数の賛成によって後任者が任命される。
- 第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合は、第3条第3節により後任者が任命される。
- 第5節 各役職の任期は以下の通りである。
 - 会 長： 1年
 - 副会長： 1年
 - 幹 事： 1年
 - 会 計： 1年
 - 会場監督： 1年
 - 理 事： 1年

第4条 役員の任務

- 第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。
- 第2節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。
- 第3節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。
- 第4節 会計は、すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。
- 第5節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。
- 第6節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。
- 第7節 直前会長は、クラブの理事会メンバーとする。
- 第8節 会長エレクトは、クラブの理事会メンバーとし、会長就任に向けて準備する。

第5条 会合

- 第1節 本クラブの年次総会は12月31日までに開催されるものとする。年次総会において次年度の役員と理事の選挙を行う。
- 第2節 本クラブの例会は、毎月2回、木曜日の12時30分には開催するものとする。
例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。
- 第3節 定例理事会は毎月最初の例会日に開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第6条 入会金および会費

- 第1節 本クラブの入会金は30,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。
但し、転勤などに伴い後任者が入会する場合は、入会金の支払いを免除する。
- 第2節 本クラブの会費は、180,000円とする。会費は毎年7月および1月に納入すべきものとするが、一括して納入することも認められる。会員は、会費の一部が各会員のRI公式雑誌の購読料および地区が規定する諸経費に充当されることを了解しなければならない。

第6条の2 会員の種類

従来の会員に加えて、次の会員種類を規定する。本会員はいずれも正会員として扱う。

- 第1節 特別会員（別称；ゴールド会員）
年齢75歳以上或いは在籍30年以上の会員で正会員たることを希望する場合は「特別会員」とし、例会出席の回数をあらかじめ規定するものとする。特別会員の入会金は免除し、年会費はRI分担金、地区が規定する諸経費とするが、規定回数を超過し例会に出席した場合には、超過分についてビジターフィー相当の金額を支払うものとする。
- 第2節 法人会員
同一の事業所に所属する複数の者が、同時に3名まで会員となる事が出来る。これを法人会員と呼称する。法人会員に関する細則は別に設けるものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙は口頭ではなく、挙手または投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 委員会

- 第1節 クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。定款の第11条第7節に挙げられた下記委員会を設ける。
- クラブ管理運営委員会：この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。
 - 会員増強委員会：この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。
 - 公共イメージ委員会：この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、実施するものである。
 - 奉仕プロジェクト委員会：この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。
 - ロータリー財団委員会：この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。
- その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。
- 第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ。
- 第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第9条 財務

- 第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。
- 第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用とプロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。
- 第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。
- 第4節 有資格者が、毎年1回すべての財務処理について全面的な監査を行う。
- 第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。
- 第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第 10 条 会員選挙の方法

- 第1節 本会の会員は、RI 定款第 5 条第 2 項に定められた資格条件を有する者を本クラブの正会員に推薦することができる。会員候補者を推薦しようとする会員は、推薦書（所定の様式）に必要事項を記入し本クラブ幹事に提出する。幹事は、推薦書を会員選考委員長および職業分類委員長に開示する。なお、移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。
- 第2節 会員選考委員会は、会員候補者が標準ロータリークラブ定款の条件を有しているか、また、本クラブの正会員として適切か否かを審議し、その結果を理事会に報告する。また、職業分類委員会は、推薦書に記載された職業から、会員候補者の職業分類を定め、理事会に報告する。
- 第3節 理事会は、推薦書の提出後 30 日以内に、会員選考委員会および職業分類委員会の報告をもとに、その承認または不承認を決定し、クラブ幹事を通じて、会員候補者に通告しなければならない。
- 第4節 理事会の決定が肯定的であった場合は、クラブ幹事は、会員候補者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、会員候補者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。推薦書の内容および会員選考過程については、理事会の全会一致の決議によって別段の指示がなされた場合を除き、一切漏らしてはならない。
- 第5節 会員候補者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、会員候補者が本クラブの正会員となることに対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第 6 条第 1 節に定める入会金を納めることにより、正会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、会員候補者（名誉会員を除く）は、本細則第 6 条第 1 節に定める入会金を納めることにより、本クラブの正会員に選ばれたものとみなされる。
- 第6節 会員候補者は、例会における入会式を経て正会員として正式に承認されるものとする。クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供する。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を 1 名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは行事に配属する。
- 第7節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第 11 条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 12 条 議事の順序

開会宣言・点鐘
国歌斉唱
ロータリーソング
ロータリーの目的
4つのテスト
来訪者の紹介
表彰、会員への告示事項（慶弔など）など
会長の時間
会員卓話
その他のプログラム
新規・審議未了議事

幹事報告
委員会報告
閉会宣言・点鐘

第13条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

2026年6月改定

浪江ロータリークラブ法人会員細則

企業の社会的責任に対する重要性が高まる中、当クラブは、会員資格として、法人会員のオプションを創設した。仕組みの整ったロータリーを通じて、法人は地域社会に還元するためのプロジェクトに参加することができる。

浪江ロータリークラブは、企業、専門職事務所、行政機関、教育機関、その他のための法人会員プログラムを設けている。

1. 資格要件。いかなる事業所の従業員も浪江ロータリークラブの法人会員となる資格を有する。
2. 会員。クラブ理事会の承認を得た上で、会員の所属する事業所は浪江ロータリークラブの法人会員となる従業員を、最大3名まで登録できる。その内1名が代表法人会員として指定され、他の2名は補欠法人会員となる。
3. 出席。クラブへの出席と参加の要件は、いずれの会員によっても満たすことができる。法人会員各自は、当クラブまたは当クラブが決定した他のロータリークラブの例会に出席する資格を有する。
4. 人頭分担金等。法人のRI人頭分担金は年間指定の米ドルとする。（指定時現在額）
浪江ロータリークラブ及び相双分区等に対して支払う代表法人会員1名の会費は、現在、合計で年間決定の金額とする。
同じロータリー会合に複数の法人会員が出席する場合、2人目以降の追加出席会員の食事代を支払うことが義務づけられる。
5. RI登録。RI人頭分担金が支払われている代表法人会員は、ロータリーのデータベースに正会員として登録される。これらの代表会員は、クラブの正式な会員として登録され、当該事業所の代表法人会員として会員リストに記載される。RI人頭分担金が支払われていない補欠法人会員は、ロータリーのデータベースでクラブ会員リストには記載されない。
6. 投票と定足数。会合全般とクラブの議題において、代表法人会員は投票権を有する。法人には、RI人頭分担金を支払い、正会員として報告されている代表会員が1名いる。このため法人は、投票が行われる会合への出席を指定された会員1名による1票の投票権のみを有する。
7. 役職の就任。ロータリーのデータベースに登録されているRI人頭分担金を支払っている会員（代表法人会員を含む）は、役職に就く資格を有する。RI人頭分担金を支払っていない補欠会員は、この資格を持たない。

浪江ロータリークラブ慶弔見舞規定

○ 本クラブ員に対する慶弔見舞いは次による。

(a) 会員死亡の場合

20,000円の香典

会員の配偶者死亡の場合

10,000円の香典

会員の実父母ならびに同居の家族死亡の場合

10,000円の香典

外に、夫々花輪あるいは生花一基を贈る。

(b) 会員の入院加療の場合

10,000円の見舞金

ただし、1ヶ月以上入院の場合に限る。

(c) 会員の銀婚式

5,000円相当の記念品贈呈

(d) 会員の金婚式

10,000円相当の記念品贈呈

上記以外において慶弔見舞の必要を認められる場合は、理事会にはかり決定する。

なお、諸経済情勢の変化から増減の必要を認めた場合は、理事会において変更することができる。